

甲府市緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画

平成31年3月

令和8年2月 改訂

甲府市まちづくり部まち開発室公園緑地課

甲府市教育部生涯学習室スポーツ課

目 次

1. 計画の目的.....	1
2. 本公園の現況.....	2
(1) 公園基礎情報	2
(2) 管理運営状況	3
(3) 公園周辺図及び全体図	4
(4) 関係条例及び計画等	5
(5) 建蔽率	7
3. 社会潮流	8
4. 本公園が抱える課題（解決すべき課題）	12
5. 本公園が目指す将来像.....	14
(1) 生涯スポーツの拠点づくり（KOFU NEXT ACTION※ ² 3-3 関係）	14
(2) 子ども応援機能の拡充（KOFU NEXT ACTION 1-1、1-2 関係）	14
(3) 新たな価値の創出（KOFU NEXT ACTION 2-2、2-4 関係）	14
(4) ゼロカーボンシティの推進（KOFU NEXT ACTION 4-3 関係）	14
(5) DXとSDGsの推進（KOFU NEXT ACTION 5-1 関係）	14
(6) 災害に強いまちづくり（KOFU NEXT ACTION 5-2 関係）	15
(7) 圏域の発展（KOFU NEXT ACTION 5-4 関係）	15
6. 施設整備基本方針	16
7. 施設個別方針	17
7-1. 野球場（ふじでん球場）	17
(1) 施設情報	17
(2) 施設利用実績	17
(3) 施設概要	17
(4) 再整備方針	18
7-2. 庭球場（ふじでん庭球場）	19
(1) 施設情報	19
(2) 施設利用実績	19
(3) 施設概要	19
(4) 再整備方針	19
7-3. 球技場（エフ・ジェイ緑が丘スポーツフィールド）	20
(1) 施設情報	20
(2) 施設利用実績	20
(3) 施設概要	20
(4) 再整備方針	21
7-4. 陸上競技場（ふじでんスタジアム）	22
(1) 施設情報	22
(2) 施設利用実績	22
(3) 施設概要	22
(4) 再整備方針	23

7-5. 総合管理棟	24
(1) 施設情報	24
(2) 施設概要	24
(3) 再整備方針	24
7-6. 船出広場・ジョギング・ウォーキング走路 他	25
(1) 施設情報	25
(2) 施設概要	25
(3) 再整備方針	25
7-7. 水泳場（ふじでん水泳場）	27
(1) 施設情報	27
(2) 施設利用実績	27
(3) 施設概要	27
(4) 再整備方針	28
8. 整備スケジュール	29
9. 参考資料	30
(1) 甲府市緑が丘スポーツ公園整備等庁内検討委員会	30
(2) 関係課の連携	30

1. 計画の目的

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 12 条では、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（設備を含む。）の整備や利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」としており、同条第 2 項では「スポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」と規定されています。

これにより本市では、第六次甲府市総合計画に掲げる基本目標 1「いきいきと輝く人を育むまちをつくる」の中で、「市民が生涯にわたり身近な場所でスポーツに親しむことで健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、関係団体と連携し、生涯スポーツの普及をはじめ、競技力の向上やスポーツ施設の整備に取り組む。」としています。

このうち、スポーツ施設の整備におきましては、施設の老朽化対策と計画的な改修の方向性を明らかにした「甲府市スポーツ施設整備基本方針（平成 30 年 3 月策定、以下「基本方針」という。）」を策定する中で、甲府市緑が丘スポーツ公園（以下「本公園」という。）は、「適切な維持管理はもとより、市民や競技団体等の意見などを反映しながら計画的・効率的な整備を行う。」としております。

その後、平成 31 年 3 月には、基本方針に基づき、本公園の再整備の具体的な整備内容やスケジュール等を明らかにした「緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間において、本計画に基づいた野球場の一部及び庭球場の再整備（以下「前期整備」という。）を行いました。

本計画の策定から 6 年が経過し、この間、都市公園法の改正における公募設置管理制度（Park-PFI）の創設に伴う甲府市都市公園条例の改正をはじめ、国のスポーツ基本計画、山梨県及び本市のスポーツ推進計画等の改訂や甲府市公共施設再配置計画（令和元年 7 月策定）の策定など、都市公園やスポーツ施設等のあり方や公民連携による施設整備・管理運営の効率化などの施設整備等に係る基本的な考え方が、大きく変化しているところです。

また、地域に求められるスポーツ施設の質・量などの市民ニーズも多様化し続けており、先行きの見えない物価高騰による厳しい財政状況下において、今後も安全で快適なスポーツ公園を提供していくためには、改めて施設が抱える課題等を把握・整理するとともに、その課題等の解決に向け、広義な視点から再整備の効率化を見直す必要があります。

これらの状況を踏まえ、本公園における今後の再整備を効率的かつ効果的に進めることを目的とし、このたび本計画を改訂するものとします。

なお、本計画は、上位計画、国・県の関係計画等の改訂や社会情勢の変化等の状況により、適宜見直しを行います。

2. 本公園の現況

本公園は、昭和 27 年に山梨県が設置した施設であり、設置当初は庭球場、野球場、水泳場が整備され、昭和 39 年に「山梨県営総合運動場」と称する都市公園となり、県民のスポーツ振興及び体力増強に資する施設として運営されてきました。その後、昭和 63 年 4 月に、体育館及び室内プール等を除く施設が山梨県から本市に移管され、以後、本市が管理する「緑が丘スポーツ公園」として現在に至っています。

(1) 公園基礎情報

① 施設概要

名称	甲府市緑が丘スポーツ公園	開設年月日	昭和 39 年 5 月 1 日
所在地	甲府市緑が丘二丁目 8 番 1 号	公園種別	都市公園（運動公園）
施設延床面積	6,828.44 m ²	駐車台数	321 台
敷地面積	30.7ha（県管理区域：11.1haを含む）市管理区域：195,807.55 m ² （約 19.6ha）		
主な施設	① 野球場 ② 庭球場 ③ 水泳場 ④ 球技場 ⑤ 陸上競技場 ⑥ 公園管理棟 ⑦ 船出広場 ⑧ その他（便所等）		
立地	J R 甲府駅より北西に 1.5km		
交通	高速道路	甲府昭和 IC（中央自動車道）	距離 4.5km 道のり 5.5km
		双葉スマート IC（中央自動車道）	距離 4.2km 道のり 4.9km
	鉄道	甲府駅（J R 中央線・身延線）	距離 1.5km 道のり 2.8km
	バス	塩部（山梨交通）	距離 0.5km 道のり 0.7km

② 土地概要

敷地面積		30.7ha（市管理区域 約 19.6ha（195,807.55 m ² ） 県管理区域 11.1ha）		
地目		公園、山林、道、水		
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域		
	建蔽率／容積率	60％／200％ （都市公園は、便益施設が 2％以下、運動施設・休養施設の合計が 10％以下）		
	風致地区	地区名：和田峠（山林部）		
	防火指定	22 条区域内		
	日影規制	〈対象〉高さ>10m〈平均地盤面高〉4m 〈規制時間〉5m<d≤10m：4 時間・d>10m：2.5 時間		
	高さ制限	【道路斜線】〈適用距離〉20m〈勾配〉1.25 【隣地斜線】〈立ち上がり〉20m〈勾配〉1.25		
用途地域		第一種中高層住居専用地域		
	住宅・共同住宅	○	事務所等	×
	ホテル・旅館	×	遊戯・風俗施設	×
	店舗等	2 階以下で床面積 500 m ² 以下の日用品販売・物販・飲食店等	幼稚園・小中学校・高校	○
	大学・専門学校	○	図書館	○
	病院	○	保育所	○
	老人ホーム・身体障害者福祉ホーム	○	老人福祉センター児童厚生施設	○

都市計画マスタープラン	【ゾーン：ゆとり居住ゾーン】 まちなかゾーン周辺の居住を主とした市街地の範囲を基本として、身近な自然や農地との調和を考慮しつつ、必要な基盤の維持に努めながら、居住環境を向上するゾーン 【緑が丘スポーツ公園：公園レクリエーション拠点】 整備方針：賑わい創出に向けた活動の中心となる「緑のオープンスペース」として、安全安心なまちづくりに必要な機能の整備を推進する。					
立地適正化計画	【居住誘導区域】 緑が丘スポーツ公園をはじめとする防災拠点等となりうる都市公園のストック効果を最大限に発揮して、安全安心を確保するとともに、子育て世代が住みやすい居住環境や高齢者の健康増進に取り組む。					
埋蔵文化財包蔵地	緑が丘二丁目遺跡					
土砂災害ハザードマップ	指定無し					
洪水ハザードマップ	〈最大浸水深〉0.5m 未満（一部 0.5m～3.0m 未満）					
液状化ハザードマップ	液状化発生の可能性がある					
揺れやすさマップ	震度 6 弱					
供給処理施設	上水道	接続可能	下水道	接続可能	電気	接続可能
接道	北側：市道北新和田線（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） 南側：県道緑が丘運動公園線（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） 公園内周回道路：但書道路（建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号）					

※1 「都市公園法」及び「甲府市都市公園条例」に基づき、別途建蔽率の制限があります。

※2 風致地区:都市における風致（樹林地・水辺地など良好な自然的景観）を維持し、調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るために指定するものです。地区内において、建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の一定の行為にあたっては、「甲府市風致地区条例」に基づく「許可申請」が必要です。

（２）管理運営状況

本公園の有料運動施設の管理運営は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項」及び「甲府市都市公園条例（昭和 32 年条例第 52 号）第 3 条の 2」の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行っています。

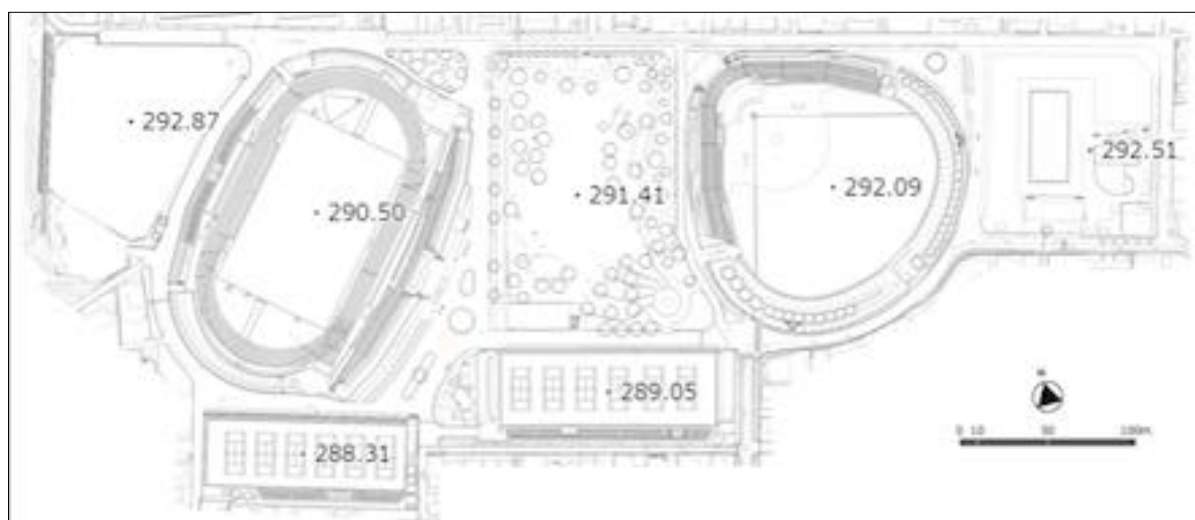
年間の管理運営費は、指定管理料（約 6,000 万円/年:スポーツ課）のほか、除草委託料（約 400 万円/年:公園緑地課）で、年間約 6,400 万円を要しています。

また、本公園のスポーツ施設は、「甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則」の第 9 条に基づき、土曜日の利用については、本市に住所のある未就学児、小学生、中学生、高校生（特別支援学校を含む）の利用料を減免又は無料としているほか、同規則において、毎週第 4 日曜日を本市の「一般公開日」と定め、市民に無料開放を行っています。

（３）公園周辺図及び全体図

本公園は、県管理区域の 11.1ha と、昭和 63 年に県から本市に移管された 19.6ha の計 30.7 ha で構成する都市公園であり、公園中央には、市民が自由に利用できる船出広場があり、東側に野球場、水泳場、西側に球技場、陸上競技場、南側に庭球場といった有料の運動施設エリア（約 11.3ha）を配置しており、周辺は、北西部の県管理区域、西側の市管理区域の公園丘陵部（山林:8.3 ha）と住宅地に囲まれた立地となっています。

運動施設エリアの地形は、球技場の標高が 292.87m と最も高く、テニスコート B が 288.31m で最も低く、高低差は約 4.5m となっています。



(4) 関係条例及び計画等

① 法令・条例等

本公園は、「都市公園法」に基づき公告された「都市公園」であり、次の関係条例等に基づいた設置及び管理運営を行っています。

名称	制定・作成	改正年月	概要	
甲府市都市公園条例	S32.12.26 条例第 52 号	R6.4.1	第 3 条の 2 都市公園のうち、緑が丘スポーツ公園において使用料を徴収して利用に供する運動施設（以下「有料運動施設」という。）の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	
甲府市都市公園条例施行規則	S35.11.7 規則第 44 号	R4.4.1	第 8 条 緑が丘スポーツ公園の有料運動施設の管理運営については、別に定める。	
甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則	S63.3.31 教委規則第 8 号	H23.7.15	第 1 条 目的 （管理運営に関し必要な事項） 第 2 条 管理事務所 第 3 条 施設の供用日及び供用時間 第 4 条 一般公開日 第 5 条 施設の使用許可申請 第 6 条 施設の使用許可	第 7 条 使用の取消し 第 8 条 使用許可の取消し 第 9 条 使用料の減免 第 10 条 使用料の還付 第 11 条 損害等の届出 第 12 条 占用許可申請 第 13 条 占用許可書
甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設利用要綱	S63.3.31 教委第 3 号	H18.4.1	第 1 趣旨 甲府市の体育・スポーツの拠点として、緑が丘スポーツ公園の有料運動施設を広く市民に開放し、スポーツの振興と健全な育成を図る場として効率的に管理運営することを目的とする。 第 2 施設の休場日 第 3 一般公開日 第 4 利用の手続 第 5 使用上の注意	

② 防災計画

山梨県地域防災計画 (R7.3)	広域避難地：避難地面積 57,450 m ² 飛行場外離着陸場 緊急離着陸場：陸上競技場
甲府市地域防災計画 (R7.4)	指定緊急避難場（土砂災害、地震、大規模火災、内水氾濫発生時。洪水除く） 飛行場外離着陸場 ヘリコプター緊急離着陸場：陸上競技場 応急仮設住宅建設候補地：船出広場、球技場

③ 関係計画等

本公園の整備にあたり、関係する計画等は次のとおりです。

名称	構成
(企画部) 第六次甲府市総合計画 (H28.3 策定) (計画期間 H28～R7)	基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる 施策の柱:心豊かで輝く人を育む:②スポーツの振興 市民が生涯にわたり、身近な場所でスポーツに親しむことで健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、関係団体と連携し、生涯スポーツの普及をはじめ、競技力の向上やスポーツ施設の整備に取り組みます。
(教育部) 第2期 甲府市スポーツ推進計画 (R7.7 策定) (計画期間 R7～R9)	基本方針 4 スポーツ施設の再配置 公共施設等マネジメントの観点から、施設総量の適正化、施設の長寿命化及び PPP/PFI の導入等による整備と管理運営の効率化に取り組みます。
(まちづくり部) 甲府市都市計画マスタープラン (H30.3 策定) (計画期間 H30～R9)	都市構造別まちづくりの方針 4-1 拠点・地区の方針 (5) 緑の拠点 公園レクリエーション拠点 賑わい創出に向けた活動の中心となる緑のオープンスペースとして、安全安心なまちづくりに必要な機能の整備を推進する。
(まちづくり部) 甲府市公園施設長寿命化計画 (R2.3 策定) (計画期間 R3～R12)	公園施設の老朽化が全般的に進行している状況を踏まえ、計画的な維持管理を行うことで、公園施設に係るライフサイクルコストの縮減や維持管理経費の平準化を目的に策定。 国の「長寿命化計画調書」に従い、施設の健全度、緊急度、更新時期、概算費用等を明記。
(まちづくり部) 緑が丘スポーツ公園防災公園整備計画 (R5.3 策定) (計画期間 R2～)	社会資本整備総合交付金(防災安全交付金)交付の必須計画。 1 関連計画における緑が丘スポーツ公園の防災上の位置づけ及び役割 2 緑が丘スポーツ公園の再整備 3 前期整備に係る防災公園としての整備の考え方 4 防災公園整備計画・災害時利用計画図
(企画部) 甲府市公共施設等総合管理計画(H28.3 策定) (R4.7 改訂) (計画期間 H28～R27)	公共施設等マネジメントを進めていくため、次の基本方針を整理したもの。 1 まちづくりの視点 2 総量の適正化 3 施設の長寿命化 4 効率的な施設運営 (PPP/PFI の導入)
(企画部) 甲府市公共施設再配置計画 (第1次実施計画) (R1.7 策定) (計画期間 H28～R7)	公共施設等総合管理に基づき再配置の方向性と本市公共施設等マネジメントの取組を明らかにした個別計画。 緑が丘スポーツ公園は、「甲府市スポーツ施設整備基本方針」と整合を図り、既存施設の長寿命化と効率的な施設運営を検討すると定めている。
(企画部) 甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン (R2.9 策定) (R4.7 改訂)	公共施設等マネジメントの観点から次のいずれかの事業費基準を満たすものについては、優先的に検討を行うことを定めている。 ○ 事業費総額が 10 億円以上(建設、製造、改修を含む) ○ 単年度の事業費が 1 億円以上(運営等のみ) ○ 公共施設等の敷地面積が 3,000 m ² 又は延床面積が 1,000 m ² 以上

(5) 建蔽率

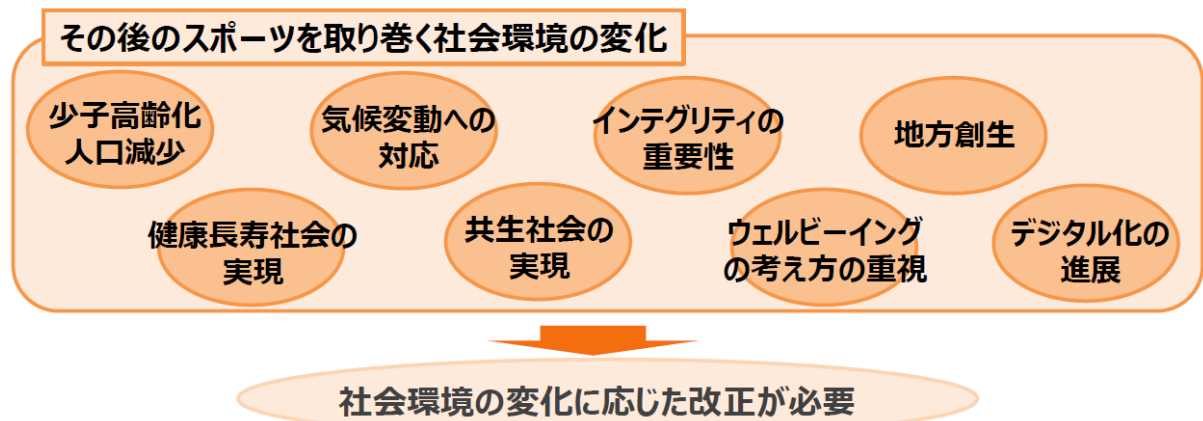
単位：㎡

緑が丘スポーツ公園 建築面積確認			2%	10%	12%
敷地面積	195,807.55		3,916.151	19,580.755	23,496.906
※敷地面積は、甲府市管理分で試算（県管理分は含めていない）					
※建築面積のうち施設カルテに無い施設は、現況図から CAD 計測した概算面積である。					
	休養施設	運動施設	便益施設	管理施設	採用根拠
	10%上限		2%上限		
	建築面積	建築面積	建築面積	建築面積	
水泳場管理棟				349.92	施設カルテ
センター便所			14		施設カルテ
スコアボード		33.6			施設カルテ
野球場本部				444.05	計画通知より
整備機械置場				19.8	施設カルテ
管理事務所				476	施設カルテ
車庫				85.4	施設カルテ
あずまや	42.5				施設カルテ
管理詰所				31.03	施設カルテ
詰所附属倉庫				5.81	施設カルテ
テニスコート A 整備機械置場				7.4	施設カルテ
テニスコート A 倉庫 1				6.35	施設カルテ
テニスコート A 倉庫 2				6.35	施設カルテ
テニスコート A 本部席		13.9			施設カルテ
駐車場便所			57.22		施設カルテ
競技場南側便所			6		施設カルテ
陸上競技場本部席		198			施設カルテ
器具倉庫		59			施設カルテ
アンツーカー倉庫		11.4			施設カルテ
器具庫		86			施設カルテ
ダッグアウト倉庫 A		56.184			CAD
ダッグアウト倉庫 B		52.222			CAD
競技場バックスタンド		590.16			CAD
競技場メインスタンド		2229.122			CAD
器具庫		7			施設カルテ
球技場便所			26.4		施設カルテ
球技場土置き場		29.795			CAD
球技場本部席 A				22.644	CAD
球技場本部席 B				23.641	CAD
加圧ポンプ室				8	施設カルテ
船出広場便所			38		施設カルテ
競技場内便所			6		施設カルテ
多目的広場便所			6.32		施設カルテ
テニスコート B 倉庫 1				6.35	計画通知より
テニスコート B 倉庫 2				6.35	計画通知より
建築面積合計	42.5	3,366.383	153.94	1,499.095	
上限別建築面積	【10%】計	3,408.883	【2%】計	1,653.035	
2%対象面積	1,653.035	0.844%	⇒	建築可能残面積	2,263.116
10%対象面積	3,408.883	1.741%	⇒	建築可能残面積	16,171.872

3. 社会潮流

◆ スポーツ基本法の改正（令和7年6月）

令和7年6月13日に、「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、スポーツの持つ意義や役割や効果等を明らかにする基本理念（前文、2条）が規定されたほか、スポーツ団体の努力、地方スポーツ推進計画（5条、10条）及び基本的施策（12条～36条）など、平成23年の制定後、スポーツを取り巻く社会環境の変化に対応した規定が整備されました。



このうち、第12条（スポーツ施設の整備等の規定）において、国及び地方公共団体は、単にスポーツ施設の複合化に留まらず、十分なエリアマネジメントの下、次の①～③を意識しつつ、地域の関係者と連携しながら、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用することで、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進を通じた活力ある地域社会の形成に資するように努めるよう新たに第3項が追記されました。

- ① 異なるスポーツ種目・競技・施設の集合化
- ② スポーツ分野と異分野との複合化・多目的利用化
- ③ まちづくりとの連携による、各種の社会的な政策目標の実現

3. 改正条項（⑤12条：スポーツ施設の整備等）



○スポーツ施設の整備等

まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等であるスポーツコンプレックスの推進

（スポーツ施設の整備等）

第十二条（略）

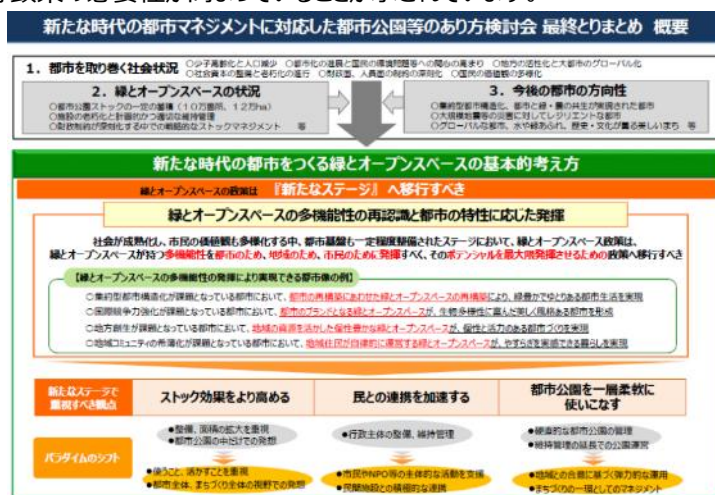
2（略）

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

◆ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめの公表について（国交省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000225.html

平成 28 年（2016 年）に国交省から「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」が示され、国レベルで都市公園等政策の転換が図られました。報告書では、都市を取り巻く社会状況として、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の整備と老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等が挙げられています。また、今後の都市の方向性として、集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市、大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市、グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち等が挙げられています。このような都市を取り巻く社会状況を背景とする、今後の都市の方向性に連動した都市公園等政策の必要性が高まっていることが示されています。



◆ 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国交省）

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html

国交省は、平成 29 年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（Park-PFI）や協議会制度等、都市公園に関する新たな制度を創設しました。また、都市公園の新たな役割を検討するため「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置し、「グリーンインフラとしての保全・利活用」、「居心地が良く誰もが安全・安心で快適に過ごせる空間づくり」、「利用ルールの弾力化」等の提言をまとめ、令和 4 年 10 月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言を公開しました。



◆ 第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

スポーツ庁は、国のスポーツ第3期スポーツ基本計画の中で「ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。」としています。

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り込む施策
本文該当記載 P.58～60

【政策目標】
国民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。

①地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

【現状】

- ・公立スポーツ施設について、ガイドラインや先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体が行う老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了。学校体育施設の有効活用等について、手引きの策定やモデル事業の実施等を通じて促進。
- ・一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ（量・質）の変化に応じた計画的なストックマネジメントの下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

【今後の施策目標】

- ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【主な具現的施策】



【スポーツ施設の全体最適化】
地方公共団体のスポーツ施設に関する計画の内容充実・着実な実行



【「量」的充実】
学校体育施設やオープンスペース等の多様な空間の有効活用



【「質」的充実】
ユニバーサルデザイン化や民間の資金・ノウハウの活用等の推進

◆ スポーツ施設における官民連携の取組（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20231215-spt_stiiki-000032215_1.pdf

スポーツ庁が令和5年1月に発表した「スポーツ施設における官民連携の取組～スタジアム・アリーナから身近なスポーツの場まで～」の中で、「スポーツ施設は地域の賑わい拠点となり、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する役割をもつ」とことや「地域における産業としてのスポーツは、飲食・サービス、小売、建設、旅行、医療・福祉等、地域経済の様々な分野を活性化する可能性」があることを明文化しており、「民間の創意工夫を活かした稼ぐ力のある魅力あふれるスポーツ施設の実現」と「施設整備費を圧縮し、後年度の管理運営を含め、公費負担を軽減」を目指す民間連携による施設整備の重要性を明らかにしています。

スポーツ施設における官民連携の重要性



- スタジアム・アリーナをはじめとしたスポーツ施設は地域の賑わい拠点となり、**地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する役割**をもつ。
- 地域における産業としてのスポーツは、**飲食・サービス、小売、建設、旅行、医療・福祉等、地域経済の様々な分野を活性化する可能性**がある。特に、収容人数の多いスタジアム・アリーナは、そのために必要な基盤である。
- **スポーツ施設の収益性・魅力の向上**にむけては、**民間の資金・ノウハウを活用したPFI・コンセッション活用**も有効な手法の一つ。

スポーツ施設の整備と運営をパッケージで民間事業者委ねることは、
 ✓ **民間の創意工夫を活かした稼ぐ力のある魅力あふれるスポーツ施設の実現**
 ✓ **施設整備費を圧縮し、後年度の管理運営を含め、公費負担を軽減**
 することができる可能性

◆ 山梨県スポーツ推進計画

<https://www.pref.yamanashi.jp/sports-sk/sports-plan/suisinkeikaku.html>

山梨県は、令和 6 年 3 月に「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる～「する」「みる」「ささえる」スポーツのさらなる推進！～」を基本理念とした「山梨県スポーツ推進計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定し、5 つの基本方針のもと 13 の政策項目を掲げており、パラスポーツセンターの整備や若者に人気のある「アーバンスポーツ」の普及促進を進めていくとしています。

基本方針Ⅰ 子どものスポーツ機会の充実	基本方針Ⅳ 自らの可能性に挑戦する選手への支援
基本方針Ⅱ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着	基本方針Ⅴ スポーツによる経済の好循環
基本方針Ⅲ スポーツによる共生社会の実現	



◆ 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

スポーツ庁は、令和 6 年 6 月に「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方検討事業）」を発表しました。地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う市民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が求められています。スポーツ環境を確保、充実し、子どもから高齢者まで多様な人々がスポーツに親しみ、Well-beingを実現するための手法等を明確化の中で、地方公共団体の計画策定を促進するとしています。

◆ スポーツ施設のストック適正化ガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/content/1385575_01.pdf

◆ スポーツ施設のフル活用とストックマネジメント

https://www.mext.go.jp/sports/content/20210212-spt_stiiki-000012759_1.pdf

◆ スポーツ・文化社会教育施設官民連携（コンセッション等）推進のための施策集

https://www.mext.go.jp/content/22090909-mxt_sisetuki-0001421853-001.pdf

◆ 文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

◆ 全国セミナー：地域の身近なスポーツの場づくり

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00009.htm

4. 本公園が抱える課題（解決すべき課題）

- ① 本公園が市民の交流拠点として多様な機能を発揮する「地域資源」となるよう、まちづくりの視点から再整備を検討することが必要です。
- ② まちなかの身近な地域の憩いの場として、子どもから高齢者まで、多くの世代から親しまれる公園となるよう、休憩スペース、給水スポット、授乳室等の機能のほか、急な降雨や日差しが強い日でも快適に公園を利用することができる機能拡充が必要です。
- ③ 本公園は広域避難地^{※1}等に指定されており、災害発生時の重要施設としての位置付けがなされていることから、平常時のみならず災害発生時における活用も想定した「フェーズフリー^{※2}」な施設整備が必要です。
- ④ 設置から 60 年以上を経過しているスポーツ施設では、施設・設備の老朽化が進行しているほか、バリアフリー対応となっていない箇所が多数存在していることから、障がいの有無や年齢等に関わらず、多くの来園者が快適に利用できるユニバーサルデザイン等に配慮した再整備が必要です。
- ⑤ 公園内を縦断する通路沿いに駐車場が配置され、自動車が公園内を自由に通行できる状況にあることから、来園者、歩行者の安全を確保するため、人と車の動線分離が必要です。
- ⑥ スポーツ施設と設備の利用状況等を踏まえ、不整形箇所の是正、低未利用スペースの有効活用の検討など、本公園の更なる機能性向上が必要です。
- ⑦ 市民スポーツ大会等の大規模イベント時において駐車場が不足していること及び発災時には大型車両が駐留するスペースが必要となることから、再整備にあたっては、普通車及び大型車両の駐車スペースを確保すること、また、公園利用者が各方面からアクセスできるような駐車場の分散配置が必要です。
- ⑧ 社会全体でデジタル化が加速していることを踏まえ、施設予約のシステム化やスマートロック化など DX^{※3} 推進の観点から、公園のあり方を検討することが必要です。
- ⑨ 建設資材や労務単価の高騰による施設整備等に係るコストが上昇傾向にあり、再整備のみならず整備後の維持管理費による財政負担の増加も懸念されることから、LCC の縮減に配慮した再整備が必要です。
- ⑩ 本市が、令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言していることを踏まえ、「甲府市地球温暖化対策実行計画^{※4}」に基づく再整備が必要です。
- ⑪ 将来的に新山梨環状道路と緑が丘アクセス線が接続することで本公園へのアクセス性が向上していくことを踏まえ、多くの来園者を受け入れることができる公園機能の検討が必要です。
- ⑫ 広大な山林を有する本公園において、自然環境が有する多様な機能の有効活用を図るとともに、グリーンインフラ^{※5}に配慮した再整備が必要です。
- ⑬ 船出広場のモニュメントの下には、平成元年にタイムカプセルが埋められており、その 50 年後（令和 20 年）に開封することを計画していることから、施設整備の際の配慮が必要です。

- ※1 広域避難地：県指定の大人数収容避難場所（火災の延焼等から身を守るため、大きな公園等が指定されます。県内では緑が丘、小瀬公園、荒川緑地、櫛形公園の 4 箇所）をはじめ、本市の避難地（土砂災害、地震、大規模火災、内水氾濫発生時。洪水は除く）、応急仮設住宅建設候補地（船出広場、球技場）、他自治体からの応援受入れ拠点候補地、救援物資の補完的な配送拠点及び消防防災ヘリコプター緊急離着陸場（陸上競技場）に指定しています。
- ※2 フェーズフリー：平常時と非常時のフェーズ（段階、状況）の分けをなくし、日常の価値と非常時の価値の両方を同時に高めることができる機能やサービスのこと。
- ※3 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を社会に浸透させ、生活をより良いものへと変革することを意味する概念。
- ※4 地球温暖化対策実行計画：省エネルギー化の徹底（省エネ機器の導入）、再生可能エネルギー等の最大限導入（再エネへの転換と導入促進、水素エネルギー活用）、ZEB 化の誘導（地域再生エネルギーの地産地消）、災害時のエネルギーレジリエンス向上、再エネ電気調達の標準化
- ※5 グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある地域づくりを進めることで自然環境の保全、防災・減災及び地域振興の課題解決を図る取組。

5. 本公園が目指す将来像

スポーツによる地域活性化や健康づくりへの機運が高まっている中、これからのスポーツ公園は、単にスポーツを「する」「みる」「ささえる」場としてだけでなく、公園利用者や地域住民の「Well-being^{※1}」の向上に向け、多様化する市民ニーズに対し、能動的かつ機動的に応えるため、本公園が持つポテンシャルを最大限発揮する必要があります。

このことを踏まえ、本公園の再整備にあたっては、次の施設コンセプトのもと（１）～（７）に掲げる将来像の実現を目指すものとします。

からだところの元気交流拠点（Well-being の創出）

（１）生涯スポーツの拠点づくり（KOFU NEXT ACTION^{※2} 3-3 関係）

本市が令和元年 9 月に「健康都市」を宣言していることを踏まえ、すべての利用者が安全・快適に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮するとともに、健康器具やアーバンスポーツ^{※3} 機能の配置を含め、各種大会の会場や競技スポーツの練習会場として、子どもから大人まで多くの市民に愛され快適に利用できる生涯スポーツ拠点の創出を図り、「元気つながるまち（元気 city こうふ）」に資する公園を目指します。

（２）子ども応援機能の拡充（KOFU NEXT ACTION 1-1、1-2 関係）

子どもたちがスポーツを「する」、「まなぶ」、「あそぶ」、「交流する」ことができる場と、子育て中の親が交流できる場の創出を図り、心身の育成と豊かな情操を育むことができる「子ども応援機能」を有した生涯スポーツの拠点づくりを目指します。

（３）新たな価値の創出（KOFU NEXT ACTION 2-2、2-4 関係）

甲府駅から 1.5 km 圏内にある立地と本公園の四季折々の豊かな自然を活かしつつ、多くの来園者が公園内でゆったりと時間を過ごすことができる場を創出するとともに、甲府駅周辺や湯村温泉郷と連携したスポーツツーリズム（スポーツ・アウトドアを活用した観光振興）の導入を視野に入れながら、周辺エリアの回遊性を生み出す公園を目指します。

（４）ゼロカーボンシティの推進（KOFU NEXT ACTION 4-3 関係）

本市が令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言していることを踏まえ、新たな施設整備にあたっては、照明や空調などの設備について、省エネルギーや二酸化炭素排出の抑制に配慮した機器の導入を進めます。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを活用し、環境負荷の軽減機能も検討する中で、GX^{※4} の観点から環境にやさしい公園を目指します。

（５）DX と SDGs の推進（KOFU NEXT ACTION 5-1 関係）

デジタル技術を活用した予約システムの導入・スマートロック化等の DX 化を推進するとともに、市民、各種団体、総合型地域スポーツクラブ及び民間事業者など多様な主体との連携により、持続可能なスポーツ公園を目指します。

（６）災害に強いまちづくり（KOFU NEXT ACTION 5-2 関係）

「甲府市地域防災計画」や「山梨県防災公園整備プログラム」において、本公園は防災上重要な施設に位置付けられていることから、平常時のみならず災害発生時における活用を想定したフェーズフリーな公園を目指します。

（７）圏域の発展（KOFU NEXT ACTION 5-4 関係）

公園内の県施設や公園敷地を所有する国、県との連携や、県央ネットやまなしを形成する自治体との共同利用の観点から、多くの人が集い人と人のつながりを生み出す公園を目指します。豊かなスペースを活かした魅力ある施設や、多種多様なイベント等のコンテンツを創出し、市内外から人を呼び込み、年間を通じて賑わう公園を目指します。

※1 Well-being（ウェルビーイング）

個人権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態が持続することを意味する概念。

※2 KOFU NEXT ACTION

本市が目指す都市像の実現と市民の「希望ある未来」に向けた重点施策とその具体的な取組内容を集約した行政計画。

※3 アーバンスポーツ

ボルダリング、スケートボード、BMX、バスケットボール 3×3、スラックライン等のアクティビティの総称

※4 GX（グリーントランスフォーメーション）

カーボンニュートラルや CO2 削減のために取り組む活動や変革等を意味する概念。



6. 施設整備基本方針

本公園が目指す将来像の実現に向け、公園全体における整備の基本方針を次のとおり定めます。

- ① 公共施設等マネジメントの基本方針に基づき、本公園が市民の交流拠点として多様な機能を補完できるよう、まちづくりの視点から再整備を検討するとともに、施設の集約化・複合化を推進します。
- ② 公園の地形や現状のスポーツ施設配置を活かした再整備を基本とし、不整形箇所の是正や再整備によって生じる余剰地の有効活用を図るとともに、本公園の緑とオープンスペースが持つポテンシャルを最大限発揮します。
- ③ 近隣住民の利便性に配慮する中で、公園利用者が目的とする施設へ安全かつ円滑に移動できるよう、歩車分離と駐車場の分散配置を行います。
- ④ 老朽化が深刻なスポーツ施設は、実用性に応じた競技施設としての機能を維持することを基本とし、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮しつつ、多目的・多用途に利用できる汎用性の高い施設へ再整備します。
- ⑤ 防災公園としての機能を確保しつつ、フェーズフリーやグリーンインフラに配慮した利便性の高い施設へ再整備します。
- ⑥ 利用者の利便性向上に資する公園 DX や、ゼロカーボンシティの実現に資する GX を推進します。
- ⑦ 再整備にあたっては、各種補助金や交付金の活用を図るなど様々な財源確保策を検討するとともに、整備後の維持管理、更新費用及び解体費までを見据えた LCC 縮減と平準化の観点から再整備を行います。
- ⑧ 公園ステークホルダーとのパートナーシップや PPP の導入など多様な主体との連携により公園の価値を共創します。

7. 施設個別方針

7-1. 野球場（ふじでん球場）

（１）施設情報

竣工年	当初：昭和 29 年（1954 年） 一部改築：令和 6 年（2024 年）	敷地面積	20,930.00 m ²
施設概要	・ 両翼：91m、中堅：113m、内野：クレイ（混合土）、外野：芝生（天然芝） ・ 競技場面積：12,029 m² 照明設備 なし ・ 本部棟及び内野スタンド：鉄筋コンクリート造、延床面積 780.18 m² 令和 6 年竣工 収容人数：580 人 ・ ウォーミングアップスペース（R6.2 月竣工） ・ センター便所：コンクリートブロック造、延床面積 14.00 m²、昭和 29 年竣工 ・ スコアボード：鉄骨造、延床面積 86.52 m²、昭和 43 年竣工		
用途	軟式野球、グラウンドゴルフ 等		

※ 令和 6 年 4 月から令和 15 年 3 月の間は、ネーミングライツ契約により「ふじでん球場」として運営します。

※ 災害発生時の自衛隊活動拠点（グラウンド内）、救護・医療スペース（本部棟及び内野、外野スタンド）に指定しています。

（２）施設利用実績

利用者区分		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
利用者数 (人)	一般	8,963	6,552	2,769	2,842	0	20	5,505
	高校生	100	60	60	180	0	0	0
	中学生以下	3,119	2,419	676	1,401	0	60	3,063
	小計	12,182	9,031	3,505	4,423	0	80	8,568
利用件数(件)		109	101	61	59	0	1	95

（３）施設概要

- 野球場は、昭和 29 年の竣工以来、高校野球、社会人野球、少年野球など、アマチュア野球で頻繁に利用されてきましたが、平成 19 年の高校野球秋季大会において三塁側へ飛んだファールボールが民家に飛び込み窓ガラスを破損する事故が発生して以後、硬式野球場としての利用を禁止し、軟式野球場として運営しています。
- 軟式野球場として運用を開始して以後、外野スタンドは低利用となっています。
- 令和 2 年から着手した「前期整備」では、特に老朽化が深刻であった本部棟や内野観客席を更新するとともに、それにより生じた余剰地をウォーミングアップゾーン（天然芝）に整備したほか、バックネットや内野防球ネットを更新し、令和 6 年 3 月に完成しました。
- 平日は、グラウンドゴルフ等で利用に限定していることから稼働率が低い一方で、休日は市内・県内の少年野球や草野球の大会などの利用により、9 割を超える高稼働施設となっています。
- 前期整備の対象としなかった外野スタンド、外周壁及びバックスタンド等は、外周壁のクラック・傾倒、スコアボードの腐食、バックスクリーンの塗装劣化等が発生しており老朽化が深刻です。
- 芝の養生期間として、毎年 1 月から 2 月の 2 か月間は利用を中止しています。

- 外野スタンドの高木化した植栽（ヒマラヤ杉）が球場内外へ大量の落葉を落とすことから定期的な剪定・清掃が必要であるほか、周囲に圧迫感を与え閉鎖的な印象を与えていることから、低木化又は伐採が必要です。
- 内野及びファールグラウンドの水はけが悪く、雨天後のグラウンド整備に多くの時間を要し、低稼働の要因となっていることから改修が必要です。



スコアボード



バックスクリーン



外周ヒマラヤ杉



内野の不陸

（４）再整備方針

- 軟式野球大会が開催可能なグラウンド機能を維持するものとし、近年の器具性能の向上を踏まえた防球ネットの適正化を図ります。
- 老朽化が深刻な外野壁及び外野スタンドの解体・撤去及び外周のヒマラヤ杉を伐採し、フラットで見通しの良い球場へ再整備します。
- 外野スタンドの撤去に伴い発生する余剰地の有効活用を検討します。
- 老朽化が深刻なスコアボードとバックスクリーンを更新するとともに、外野スタンド内のトイレを廃止のうえ、公園利用者が自由に使用できるトイレを駐車場内に整備します。
- 水はけの悪い内野及びファールグラウンドの改修を行います。
- 受益者負担の適正化を図るため、内野及びファールグラウンドの改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ



7-2. 庭球場（ふじでん庭球場）

（１）施設情報

竣工年	当初：昭和 27 年（1952 年） 全面改築：令和 7 年（2025 年）	敷地面積	14,363.20 m ²
施設概要	【Aコート：6 面（照明施設あり）】敷地面積：約 7,200 m ² ・施設概要：舗装：砂入り人工芝舗装 6 面、スタンド、照明施設：照明塔 21 基 ・本部席：鉄骨造、延床面積 23.98 m ² 、令和 5 年竣工 【Bコート：6 面（照明施設なし）】敷地面積：約 6,200 m ² ・施設概要：舗装：砂入り人工芝舗装 6 面、スタンド、照明施設：なし ・便所：鉄筋コンクリート造、延床面積 54.0 m ² 、令和 5 年竣工		
用途	硬式・軟式テニス		

※ 令和 6 年 4 月から令和 15 年 3 月の間は、ネーミングライツ契約により「ふじでん庭球場」として運営しています。

（２）施設利用実績

利用者区分		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R6
利用者数 (人)	一般	8,631	7,523	4,793	4,248	3,709	10,694	12,250
	高校生	3,705	2,759	1,215	842	438	6,383	6,916
	中学生以下	7,970	6,205	2,743	3,214	4,433	5,086	6,985
	小計	20,306	16,487	8,751	8,304	8,580	22,163	26,151
利用件数(件)		1,875	1,516	1,240	951	844	2,821	2,684

（３）施設概要

- 庭球場は、昭和 28 年の竣工以来、主にソフトテニスの大会※や周辺学校の部活動などにより、多くの市民・学生に利用されています。
 - 令和 2 年に着手した前期整備では、老朽化が深刻であったスタンド等を解体するとともに、降雨に強く稼働率の向上が期待できる砂入り人工芝コートとして全 12 面を再整備しました。
 - 庭球場（テニスコート内）は、災害発生時の物資集積地に指定しています。
- ※ 中学総体、中学新人大会、市民体育大会、その他、多数の協会や中体連主催大会など。12～3 月の冬季を除く土日 72 日のうち 58 日（81%）で大会・練習会等が開催されています。

（４）再整備方針

- Bコート北側に庭球場利用者の休憩・観覧スペースを設置します。
- Aコート・Bコートの休憩・観覧スペースに、急な降雨や熱中症予防に対応する日除けルーフを設置します。



Aコート休憩・観覧スペース



Aコート本部席

7-3. 球技場（エフ・ジェイ緑が丘スポーツフィールド）

（１）施設情報

竣工年	昭和 40 年（1965 年）	敷地面積	10,794.20 m ²
施設概要	・ 本部席：鉄骨造平屋建て（折板構造）、延床建面積 102 m²、昭和 44 年竣工 カウンター下段 8.2m×0.35m 一通上段 14m×0.35m二通 収容人員下段 20 人 上段 66 人 計 86 人 ・ 便所：鉄筋コンクリート造、延床面積 26.40 m²、昭和 44 年竣工 ・ 舗装：土舗装 ・ ソフトボール 2 面（バックネット 2 基） ・ 照明施設：照明塔 6kw（6 灯）×9 基（地上 16m、地下 2.5m）光源 水銀灯 54 灯 （1 灯 1,000W）器具 投光器 54 台		
用途	ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等		

※ 令和 7 年 8 月から令和 17 年 7 月の間は、ネーミングライツ契約により「エフ・ジェイ緑が丘スポーツフィールド」として運営します。

（２）施設利用実績

利用者区分		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
利用者数 (人)	一般	16,915	13,193	4,257	5,876	7,354	11,487	10,121
	高校生	332	177	244	225	47	151	120
	中学生以下	7,193	9,062	5,698	5,421	6,545	5,967	6,234
	小計	24,440	22,432	10,199	11,522	13,946	17,605	16,475
利用件数(件)		548	580	412	409	461	518	553

（３）施設概要

- 球技場は、昭和 40 年の竣工以来、少年野球・ソフトボール・サッカー・グラウンドゴルフ・ペタンク等の多用途に対応できる多目的グラウンドとして、多くの大会やイベントが開催されており、平日や夜間においてもソフトボールやグラウンドゴルフなど様々な競技の練習の場として、幅広い年齢層かつ多くの市民に利用されています。
- 球技場東側に隣接する陸上競技場の外周と本球技場の間に園内を縦断する道路に挟まれ、不整形な施設となっています。
- 施設、設備とも耐用年数を超過しており、擁壁のクラック、傾倒のほか、グラウンドの透水性不全により、水はけが悪く、降雨時には常にグラウンド内の不陸の発生により、利用できない状況があることから、多くの利用者から改善要望が寄せられています。
- グラウンド西側の観客席との境界フェンスは、経年劣化により損傷が著しく、公式戦の競技に支障が生じており、施設全体において早期の再整備が必要となっています。
- 本球技場は、災害発生時の応急仮設住宅建設候補地に指定しています。



水はけの悪いクレイグラウンド



錆びたバックネット

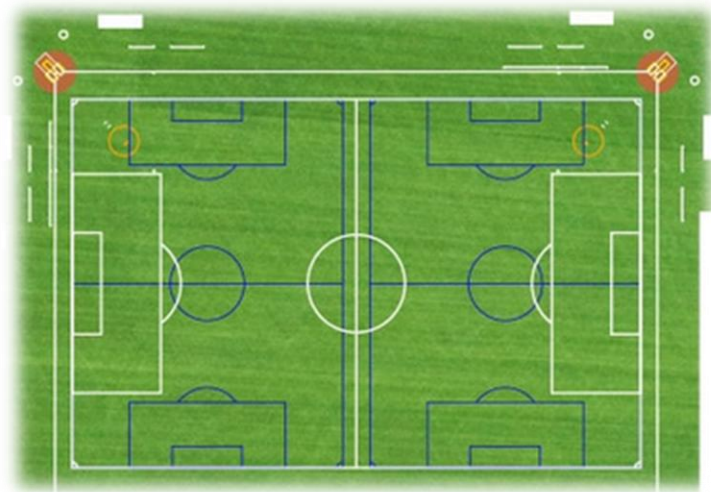


土留壁のクラック

(4) 再整備方針

- 休日ばかりでなく、平日や夜間においてもソフトボールやグラウンドゴルフで幅広い年齢層かつ多くの市民に利用されていることから、今後も増加が見込まれるライフスポーツをはじめとした多種目に利用できるよう、バックネット、グラウンド等の整備を図ります。
- 既存施設の整形化を図るとともに、少年野球、ソフトボール、サッカー等に加え、高齢者に人気の高いグラウンドゴルフ、更には人気が高まりつつあるモルックなどのライフスポーツ等、多目的な用途で快適に利用できるよう、機能性の高い人工芝球技場として再整備します。
- 受益者負担の適正化を図るため、改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ



7-4. 陸上競技場（ふじでんスタジアム）

（１）施設情報

竣工年	昭和 33 年（1958 年）	敷地面積	24,958.00 ㎡
施設概要	・第 2 種公認 ・トラック：1 周 400m×8 レーン（全天候型ウレタン舗装） フィールド：天然芝 スコアボード：なし ・照明施設：照明塔 10 基 ・敷地面積 24,958 ㎡、競技場面積 17,263.8 ㎡ トラック 1 週 400m ・観覧席 メインスタンド コンクリート造延長 1,620m 芝生スタンド面積 1,526 ㎡ ・収容人員 6,810 人（メインスタンド 3,756 人 芝生スタンド 3,054 人） ・本部席：鉄筋コンクリート造、延床面積 344.00 ㎡、昭和 34 年竣工 ・器具倉庫：コンクリートブロック造、延床面積 59.00 ㎡、昭和 34 年竣工 ・車庫：鉄骨造、延床面積 85.40 ㎡、昭和 46 年竣工 ・競技場内便所：FRP 製、延床面積 6.00 ㎡、平成 5 年竣工 ・その他：時計塔 1 基、放送器塔 1 基、監視塔 1 基		
用途	陸上、サッカー、グラウンドゴルフ、ラグビー（練習のみ）		

※令和 4 年 8 月から令和 9 年 7 月の間は、ネーミングライツを導入しており、「ふじでんスタジアム」として運営しています。

（２）施設利用実績

利用者区分		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
利用者数 (人)	一般	13,461	17,684	9,251	9,737	9,983	15,718	16,231
	高校生	9,506	9,066	8,797	6,898	6,103	7,250	8,152
	中学生以下	13,620	12,313	5,897	8,013	7,919	11,561	8,901
	小計	36,587	39,063	23,945	24,648	24,005	34,529	33,284
利用件数(件)		1,819	1,746	1,746	1,760	1,343	2,093	2,048

（３）施設概要

- 現在、公認競技として開催されている陸上競技大会は、年間 19 大会※¹あり、平日は近隣中高生の部活動の場として多く活用されています。市内・県内の学校や競技者に質の高い練習場として愛用されています。
- 陸上競技に限らず、サッカーやラグビー、グラウンドゴルフなど多くの大会やイベント※²が開催されていますが、管理棟の漏水や外周壁劣化等、多くの施設・設備の老朽化が進んでいるほか、ユニバーサルデザインへの対応が図られていないことから早期の再整備が必要となっています。
- 本競技場は、公益財団法人日本陸上競技連盟の第 2 種公認陸上競技場の認定を取得しており、関東大会規模の開催が可能な施設となっていますが、老朽化に伴うスタンドの沈下・歪み・ヒビが多数発生しており、第 2 種の収容人員要件（5,000 人以上）の確保が困難な状況にあることから、近年では、第 3 種（県大会規模）程度の利用となっています。
- 本競技場（芝生部分）は、災害発生時の飛行場外離着陸場（ヘリコプター緊急離着陸場）に指定しています。

※1 令和 3 年陸上大会実績：県スポレク祭マスターズ陸上競技大会、県高体連定通制部総合体育大会（陸上の部）、甲府市中学校総合体育大会（陸上の部）、甲府市陸上競技選手権大会、山梨マスターズ陸上競技選手権大会、甲府市新人体育大会（陸上の部）、甲府市小学校陸上記録測定会、マスターズトラック記念大会、甲府市中学校新人大会、山梨マスターズ記録会、ジュニア記録会、甲府市スプリント TT（年 8 回）の計 12 種類、19 大会。

※2 県高校総体、県スポレク祭マスターズ、県マスターズ選手権大会、中学総体、中学新人大会、市民体育大会、その他、協会主催の多数の大会や記録会など。芝生整備日を除く殆どの土日祝日で、何らかの大会・練習会が行われています。



掲揚台



メインスタンド



メインスタンド下ダグアウト

（４）再整備方針

- 限られた公園スペースを有効活用する観点から、老朽化が著しい競技場の本部棟を解体し、本公園全体の管理機能を有する「管理事務所」の機能を併設した「総合管理棟」を整備します。
- 新設する総合管理棟は、陸上競技場利用者のみならず、他競技施設の利用者も利用できるシャワー室や更衣室等を配置するほか各種団体の交流や会議に利用できる多目的スペースを確保するとともに、民間施設との合築を視野に入れた公園全体の利便性向上に資する機能を検討します。
- 総合管理棟は、将来的な用途変更や転用等を見据え「スケルトン・インフィル方式等」を取り入れることにより、汎用性の高い施設を整備します。
- 燃料費の高騰に伴う光熱費の上昇は今後も継続していくことを見据え、長寿命かつ省エネ・高効率な最新機器の導入により、ランニングコストの削減を見据えた施設や設備を整備します。
- 現状の利用実態を踏まえ、競技場の第 2 種公認は、令和 10 年 3 月末まで維持するものとし、再整備後は、県大会規模の大会開催や質の高い練習用競技場として活用する第 3 種認定の整備水準を維持していくことを検討します。
- 劣化が深刻な競技場のメインスタンド、サイドスタンド、バックスタンド及び外周壁は解体・撤去のうえ必要最小限の規模で再整備するものとし、これに伴い発生する余剰地に公園管理用の倉庫を設置するほか、公園機能の向上に向けた跡地活用を検討します。
- 受益者負担の適正化を図るため、改修後、使用料の見直しを行います。

整備後イメージ



7-5. 総合管理棟

(1) 施設情報

竣工年	昭和 42 年（1967 年）	建築面積	476.00 m ²
施設概要	・甲府市スポーツ協会事務室、会議室、倉庫 ・管理事務所：鉄筋コンクリート造、延床面積 636.50 m ² 、昭和 42 年竣工		
用途	公園管理事務所・倉庫		

(2) 施設概要

- 甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則第 2 条「施設の管理運営に関する事務を分掌するため、緑が丘スポーツ公園に管理事務所を置く。」の規定に従い、管理事務所を設置しています。
- 公園管理棟は、昭和 42 年に設置された建物であり、設置当初は管理事務所と屋内運動場を集約した施設として一部を市民開放していましたが、建物の老朽化が進行しているほか、ユニバーサルデザインへの対応が図られていないことから、屋内運動場の機能を廃止し、現在は、公園全体で不足している倉庫として活用しています。
- 施設全体の老朽化が進行しており、コンクリートのクラック、屋根破損、雨漏り等が随所で発生しており、早期の再整備が必要となっています。
- 公園の管理車両及び備品等を保管するための倉庫が不足しています。



公園管理事務所



倉庫



室内壁のクラック

(3) 再整備方針

- 限られた公園スペースを有効活用する観点から、老朽化が著しい現在の管理事務所棟を解体し、陸上競技場の管理棟機能を集約した「総合管理棟」を陸上競技場に新設します。
- 現在の管理事務所棟の解体に伴い不足する公園管理用の倉庫・車庫を新設します。
- 燃料費の高騰に伴う光熱費の上昇が今後も継続していくことを見据え、長寿命かつ省エネ・高効率な最新機器の導入により、ランニングコストの削減を見据えた施設や設備を整備します。



7-6. 船出広場・ジョギング・ウォーキング走路 他

(1) 施設情報

竣工年	昭和 42 年（1967 年）竣工	敷地面積	17,000 m ²
施設概要	・芝生広場、遊具、モニュメント ・便所：鉄筋コンクリート造、延床面積 38.00 m ² 、平成 4 年竣工 ・あずまや：鉄骨造、延床面積 42.5 m ² 、昭和 60 年竣工		
用途	自由広場・ジョギング・ウォーキング専用走路		

(2) 施設概要

- 船出広場は、本公園の中心に位置するシンボリックな芝生広場であり、一般的な都市公園機能である休養・軽運動等の場の確保とともに、各種大会時の競技団体や選手の集合場所として使用されている他、様々なスポーツイベント等を実施する汎用性の高いオープンスペースとして利用されています。
- 子ども達の遊び場や子育て世代の憩いの場としても、市民に広く親しまれている広場ですが、設置から 30 年以上が経過し、施設や遊具の老朽化が進行していることから、毎年補修を行っています。
- 船出広場全体で、インターロッキングの不陸、コンクリート舗装のクラック等も多数発生しています。特に木製のアスレチック遊具、ロープウェイの腐食等が顕著であり、早期の再整備が必要となっています。
- 船出広場は、災害発生時の応急仮設住宅建設候補地に指定しています。
- 広場は、公園内を縦断する道路に挟まれた場所に立地しており、利用者の安全確保の観点から歩行者と車の動線分離が必要となっています。
- 広場のトイレ（身障者用含む）は、隣接する競技場側の車道に面した場所に設置されていることから、安全性に課題があるほか、老朽化による快適性の低下も懸念されており、早期の再整備が必要です。



船出広場



木製遊具の腐食



舗装のクラック

(3) 再整備方針

- 公園の敷地内を安全に周回できるジョギング・ウォーキング専用走路を新設します。ジョギング・ウォーキング専用走路は、足腰への負担軽減が期待される舗装整備を検討します。
- 既存の芝生広場を活かしながら、イベントやレクリエーション等、多種多様な交流を生み出すとともに、来園者がゆったりと過ごすことができる開放的かつ汎用性の高い空間（オープンスペース）を再整備します。
- オープンスペースの整備にあたっては、バリアフリー・ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるものとします。
- バスケットボールができるスペースを新設し、施設機能の向上を図ります。

- 公園内の余剰スペースを活用して、中高年の体力維持や、フレイル防止等のため、令和 5 年度に設置した「ちょいトレ」器具や幼児と児童がそれぞれの年齢に適した多様性に富んだ運動が行える複合遊具を新設し、子どもから大人までが気軽に運動できるスペースを確保します。
- 公園全体の有効活用について PPP の導入を検討します。

整備後イメージ



7-7. 水泳場（ふじでん水泳場）

（１）施設情報

竣工年	昭和 32 年（1958 年）	敷地面積	9,225.00 m ²
施設概要	・50mプール、25mプール、幼児用プール ・水泳場管理棟：鉄筋コンクリート造、延床面積 777.29 m ² 、昭和 44 年竣工		
用途	水泳（夏季のみ営業）		
その他	プールの水源は、敷地内にある温泉を利用しています。 （泉質：単純弱アルカリ低温泉、湯量：毎分 450 ℓ、温度：28 度）		

※ 令和 7 年 7 月から令和 15 年 3 月の間は、ネーミングライツ契約により「ふじでん水泳場」として運営します。

（２）施設利用実績

利用者区分		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
利用者数 (人)	一般	3,479	3,158	48	233	2,316	3,119	3,434
	高校生	183	190	0	0	144	176	286
	中学生以下	5,065	4,721	0	24	2,995	3,957	4,047
	小計	8,727	8,069	48	257	5,455	7,252	7,767
利用件数(件)		8,442	7,792	6	25	5,256	6,970	7,460

（３）施設概要

- 屋外プールであるため、夏季（1 か月間）のみの営業施設ではありますが、子どもや親子が安心して安価で水と触れ合える貴重な場として、古くから市民に親しまれている施設です。
- 昭和 61 年に開催された「かいじ国体」において、小瀬に水泳場が新設され、機能移転した後は、各種公認大会としての使用はなくなり、現在 50m プールは低利用となっている一方で、25mプール及び幼児用プールの利用者は 1 日平均 280 人前後で推移しており、多くの方に利用されています。
- 昭和 32 年の竣工から 65 年が過ぎて老朽化が激しく、管理棟は、屋上の防水シートの劣化による 2 階会議室の天井からの雨漏り、空調機の破損、門扉や柵の腐食等が発生しているほか、更衣室の排水設備がないため、床の水捌けが悪く、衛生面から見ても、早期の再整備が必要となっています。
- 女性の更衣室が 2F に配置されており、小さな子どもを連れて来場した場合に不便が生じています。
- プール槽の老朽化が進行しており、床面の塗装に浮きや剥がれ、FRP がむき出しになっているほか、プールサイドのコンクリートにひび割れが発生しており、早期の改修が必要です。
- プールの井戸揚水ポンプは、設置してから 23 年が経過し、耐用年数を過ぎていることから、故障・停止の可能性が高まっており、更新が必要です。
- プールが立地する箇所は「第一種中高層住居専用地域エリア」であり、現在の用途地域指定^{※1}では「水泳場」を建築することができないエリアとなっています。なお、既存施設は、昭和 32 年竣工であり、用途地域指定前（当初指定：昭和 34 年 7 月）に建築しているため、用途規制については「既存不適格」として扱われます。
- 現施設を建て替える場合においては、法第 48 条第 3 項ただし書き許可（特例許可^{※2}）が必要となります。
- 緑が丘アクセス線の開通に伴う用途地域の見直しを含め、今後のプールのあり方を検討する必要があります。

※1 用途地域指定の経緯

経緯	計画決定年月日	用途地域	水泳場建築可否
当初	昭和 34 年 7 月 4 日	住居地域	可
変更 1	昭和 48 年 11 月 10 日	第二種住居専用地域	否
変更 2（現在）	平成 7 年 10 月 5 日	第一種中高層住居専用地域	否

※2 特例許可：特定行政庁（市）が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認める許可。特例許可は、公聴会を行い建築審査会の同意が必要。



幼児用・25mプール



50mプール



管理棟軒天

（４）再整備方針

- 公園施設の整備内容による用途地域の変更を見据えつつ、老朽化した管理棟を再整備するなど、全施設のリニューアルを検討します。
- 海のない本市における夏のレジャースポットとして、また、子どもや親子が安心して水と直接触れ合える貴重な場として、利便性の向上を図ります。
- プール敷地は国有地であることから、国と連携しつつ民間連携の導入可能性を検討します。

8. 整備スケジュール

本公園に係る再整備スケジュールは次のとおりになります。

整備対象施設	前期	中期					後期
	R 2～R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13以降
野球場							
庭球場							
球技場							
陸上競技場							
総合管理棟							
船出広場							
ジョギング・ウォーキング 走路							
水泳場							
その他工事							

9. 参考資料

（１）甲府市緑が丘スポーツ公園整備等庁内検討委員会

- 「甲府市緑が丘スポーツ公園整備等庁内検討委員会設置要綱」に基づき、当該委員会により、整備計画に関すること、維持管理に関すること、その他甲府市緑が丘スポーツ公園の整備に必要な事項に関すること及びその他本市が設置するスポーツ広場の整備等に必要な事項に関することを検討しています。
- 同要綱第 6 で、検討委員会の事務局は、企画部企画総室政策課、教育部生涯学習室スポーツ課及びまちづくり部まち開発室公園緑地課の共同設置としています。
- 同要綱第 5 では、調査・研究を行うため、「幹事会」を設置できることとなっています。

（２）関係課の連携

企画部 （総合調整）	政策課	① 総合調整及び部間調整に関すること 市長直轄：地域防災計画との整合 産業部：スポーツツーリズムの導入 環境部：PPA 導入、再エネ活用、水素活用（環境負荷の低減）
	財政課	② 財政計画に関すること
	財産活用課	③ 再配置（PPP 導入）に関すること
まちづくり部 （施設所管） 公園マネジメント	公園緑地課	④ 整備スケジュール及び概算事業費に関すること ⑤ 社会資本整備総合交付金などの活用に関すること ⑥ 特定公園施設の整備に係る財産取得等に関すること ⑦ 整備予算に関すること（債務負担行為の設定等） ⑧ 園内インフラの設計、施工に関すること。 ⑨ 園内インフラの要求水準に関すること。（PPP 導入） ⑩ 公園全体のあり方（全体コンセプト・防災公園）に関すること。 ⑪ 国・県資産に関すること。（国・県との連絡調整） ⑫ 周辺住民との合意形成に関すること。 ⑬ サウンディング型市場調査に関すること。 ⑭ PPP 事業の実施に関すること（屋外広告物に関すること）
	建築営繕課	⑮ 施設の設計、施工に関すること ⑯ 施設整備の要求水準に関すること（PPP 導入）
教育部 （管理運営所管）	スポーツ課	⑰ 甲府市スポーツ施設整備基本方針の改訂に関すること ⑱ 緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画の改訂に関すること ⑲ 競技団体等との協議に関すること（12 月末まで） ⑳ 県スポーツ協会との連絡・調整に関すること ㉑ 運動施設の管理運営に関すること